

○コンプライアンス規程

(2025 年 2 月 20 日 制定)

(目的)

第 1 条 この規程は、学校法人名古屋学院大学（以下「本法人」という。）におけるコンプライアンスを推進するために必要な事項を定め、コンプライアンスを推進することにより、適正な法人の運営及び社会的信頼を確保することを目的とする。

(定義)

第 2 条 この規程における「コンプライアンス」とは、本法人の役員及び教職員が、法令及び本法人が定める諸規程を遵守するとともに、公平、公正かつ誠実に職務を遂行し、確固たる倫理観と社会的良識をもって行動することをいう。

(コンプライアンス推進統括責任者)

第 3 条 本法人におけるコンプライアンス推進統括責任者は、理事長とする。

2 コンプライアンス推進統括責任者は、各組織においてコンプライアンスの推進が図れるよう、コンプライアンスに関する業務を統括するとともに、必要な措置を講じる。

(コンプライアンス推進責任者)

第 4 条 本法人におけるコンプライアンスの推進を図るため、コンプライアンス推進責任者を置き、大学の責任者は学長、法人組織及び事務局組織の責任者は事務局長とする。事務局次長はこれを補佐する。

2 コンプライアンス推進責任者は、自己の管理・監督する組織において、コンプライアンスの推進が図れるよう必要な措置を講じるものとする。

(コンプライアンス推進担当者)

第 5 条 コンプライアンス推進責任者は、自己の管理・監督する組織におけるコンプライアンスの推進を図るため、当該組織にコンプライアンス推進担当者を置く。

2 コンプライアンス推進担当者は、研究科長、学部長、留学生別科長、部長、課長とする。

(啓発活動)

第 6 条 コンプライアンス推進責任者は、本法人の役員及び教職員のコンプライアンス意識の醸成と定着を推進するため、継続して教育・啓発活動を実施する。

(責務)

第 7 条 役員及び教職員は、コンプライアンスの重要性を深く認識し、教育研究の発展に寄与するため、コンプライアンスに適合した職務の遂行に努めなければならない。

2 役員及び教職員は、職務の遂行に当たって、学生その他の関係者に対して業務に関する説明を十分に行い、コンプライアンスについて理解と協力を得るよう努めなければならない。

3 教職員は、各人の職務に応じて、学生に対してコンプライアンスの重要性を指導するように努めなければならない。

(所管)

第 8 条 この規程の所管は、総務課とする。

(改廃)

第 9 条 この規程の改廃は、常任理事会で行う。

附則 1 この規程は、2025 年 2 月 20 日から施行する。